

(平成23年9月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

滋賀国民年金 事案 1028 (事案 819 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成19年4月及び同年5月の国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年4月及び同年5月

申立期間について、母親に国民年金保険料の免除申請を行ってもらったにもかかわらず、免除記録となっていないのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i)制度上、免除申請手続を行うことはできない平成19年9月に免除申請を行ったと供述していること、ii)オンライン記録の納付督促に係る記録を見ると、同年7月13日「平成19年度学生納付特例又は免除申請をするのかについての勧奨状を送付する。」、20年4月4日「申立人の母親に対して、申立期間に係る免除申請書の提出期限切れについて説明する。」旨の記載が確認できること、iii)A市においても、申立期間に係る免除申請が行われたことを確認することはできないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、22年4月21日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、今回の申立てにおいて、申立期間の免除申請を行ったとする申立人の母親は、「前回の申立当時、体調が優れなかったため、申立期間の状況について、十分に記憶をたどることができず、平成19年9月に免除申請を行ったと供述したことは自分の思い違いであり、同年7月であったはずである。」と陳述しているところ、申立人の母親は、前回の申立当時、病気療養中であったということ、また、耳が不自由で電話による十分な聞き取りができない状況で聴取に答えていたことも判明した。

この陳述のとおり、免除申請を行ったのが、平成19年7月であるとするならば、オンライン記録の納付督促に係る記録にある、同年7月13日「平成19年度に学生納付特例又は免除申請をするのかについての勧奨状を送付」された

申立人の母親が、その直後に免除申請を行ったと解するのが合理的と考えられる上、日本年金機構B事務センターは、同年7月に免除申請書を申立人に送付している旨、回答しており、今回の陳述内容と符合する。

また、オンライン記録の納付督促に係る記録として、平成20年4月4日「申立人の母親に対して、申立期間に係る免除申請書の提出期限切れについて説明する。」旨の記載のほか、同年3月1日「庁より現年度納付書を発送する。」、同年4月4日「母 催告状に怒る。」旨の記録が確認でき、こうした記録に至った背景を今回の陳述から判断すると、申立人の母親は、19年7月に申立期間に係る免除申請を行ったにもかかわらず、20年3月に社会保険業務センター（当時）から申立期間に係る申立人の納付書が送付されたことについて、同年4月4日に社会保険事務所（当時）に電話連絡を行ったところ、申立期間に係る免除申請書の提出期限切れについて説明を受けたことに対し抗議したことが記載されたものと解するのが合理的と考えられる。

さらに、当初の申立てにおいて、申立期間に係る免除申請は、A市において行われたと考えられたが、今回の陳述から、申立人の母親は、社会保険事務所においても、申立人に係る免除申請の相談を行ったと供述していること、及び申立人の母親の体調が十分でなかったことを踏まえると、A市で行われたのではなく、社会保険事務所において行われた可能性が考えられるところ、日本年金機構B事務センターは、「原則、免除申請書の受付は市町村であったが、社会保険事務所でも受け付けていた。」と回答していることから、社会保険事務所において当該申請書を受け付けた可能性を否定できない。

加えて、オンライン記録において、申立人は、平成16年度から18年度までの学生納付特例の申請手続を、申立人の父親は、昭和62年度、平成17年1月から同年4月までの期間及び19年10月から20年6月までの期間の保険料免除の申請手続を、申立人の母親は、昭和62年度及び平成17年1月から同年4月までの期間の保険料免除の申請手続を、申立人の妹は18年度の学生納付特例及び19年4月から同年6月までの期間の保険料免除の申請手続をそれぞれ行っていることが確認できることから、申立人の母親が、申立期間についてのみ申立人に係る免除申請を行わなかったとするのは、不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月から56年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年12月から54年3月まで
② 昭和55年4月から56年9月まで

母が、私の国民年金の加入手続を行い、地区の婦人会の集金で、私の保険料を両親の保険料と共に納付していた。ところが、両親の申立期間の保険料は納付となっているのに、私の記録のみ未納とされている。納付できないので、申立期間の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、合わせて22か月と比較的短期間であり、同居していた申立人の両親は、申立期間の国民年金保険料を納付している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号「*」は、昭和54年5月12日に払い出されており、昭和62年度におけるA市国民年金納付組合長名簿を見ると、申立人の住所地の納付組織が確認できることから、申立期間②については、申立人の母親が、婦人会で自分たち夫婦の保険料と共に申立人の保険料も納付していたとする申立人及びその母親の主張に不自然さはみられない。

一方、申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号払出日においては、申立期間①に係る保険料は過年度保険料となるが、A市の納付組織では、過年度分の保険料は取り扱っていなかったため、集金では納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の母親が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月から56年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 1 月 26 日から 37 年 8 月 2 日まで
② 昭和 38 年 3 月 7 日から同年 5 月 23 日まで
③ 昭和 38 年 6 月 25 日から同年 12 月 9 日まで
④ 昭和 39 年 1 月 6 日から同年 3 月 26 日まで

「脱退手当金を受け取られたかどうか」の確認に係るはがきによると、申立期間について、脱退手当金が昭和 42 年 9 月 4 日に支給されたとの記録となっているが、脱退手当金の請求をした記憶は全く無く、受給したという記憶も無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約 3 年 6 か月後の昭和 42 年 9 月 4 日に支給されたこととなっており、事業主が代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間より前の 2 回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、当該未請求期間のうち、申立人が、中学校卒業直後に実家を離れ、他県において初めて就職した事業所の被保険者期間（1 年 6 か月間）が含まれており、この期間を失念するとは考え難く、事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年5月20日から31年2月1日まで
母の看病と自分自身の体調も不調であり、A社を退職した。退職時において、脱退手当金制度があることを知るはずもなく、自ら請求したことも代理請求してもらったことも記憶に無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は女性であるが、申立人の厚生年金保険に係る被保険者台帳、被保険者台帳索引票、被保険者台帳記号番号払出簿及びオンライン記録の性別は、いずれも男性と記載されている。また、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（5枚）においても、厚生年金保険被保険者の資格取得年月日（昭和24年5月20日）の標準報酬月額が記載された1枚目及び昭和24年5月から26年11月までの標準報酬月額が記載された2枚目については女性、同年11月から27年9月までの標準報酬月額が記載された3枚目及び同年9月から28年11月までの標準報酬月額が記載された4枚目は性別の記載が無く、同年11月から31年1月まで標準報酬月額及び厚生年金保険被保険者の資格喪失年月日（昭和31年2月1日）が記載された5枚目は男性と記載されており、申立人の年金記録の管理が適切に行われていたとは認め難い上、支給決定された当時の制度では、男性については55歳を超えないと受給権が発生しないことから、当時22歳である申立人について適正な事務処理が行われたとは言い難い。

また、申立人は、時期は定かではないが、当時、居住していたB町の役場に、国民年金への加入を申し出たが、在日外国人のため加入できないと言われたと供述しているところ、国民年金加入についての国籍要件が撤廃されたのは昭和57年1月からであることから、申立人が、当時、脱退手当金を請求する意思を有していた可能性は低い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 1 日から 44 年 12 月 1 日まで

A事業所において厚生年金保険に加入していた申立期間の脱退手当金を受け取ったことになっていることを、日本年金機構から届いたはがきで初めて知った。手続きした記憶も受け取った記憶も無いため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る脱退手当金裁定請求書には、提出日が昭和 45 年 1 月 12 日と記載されており、同年 1 月 16 日にB社会保険事務所（当時）において受け付けられたことを示す受付印が確認できるところ、同裁定請求書の「現在厚生年金保険又は船員保険の被保険者ですか」の問いに対し、「被保険者である」と回答していることが確認できる上、健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録においても、申立人は 44 年 12 月 3 日から 45 年 1 月 20 日までの期間に、次の就職先であるC社において厚生年金保険に加入していることが確認できる。

また、脱退手当金の受給権は、旧厚生年金保険法第 72 条により、受給権者が被保険者となったときは消滅することとされている。このため、脱退手当金の請求から支給決定までの間に厚生年金保険被保険者資格を再取得していたことが判明した場合には、これを取り消すこととされ、申立人が前述の脱退手当金裁定請求書を提出した昭和 45 年 1 月 12 日及びB社会保険事務所が同裁定請求書を受け付けた同年 1 月 16 日のいずれにおいても、申立人の申立期間に係る脱退手当金の受給権は消滅していることから、適正な事務処理が行われたとは言い難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、平成5年3月から6年10月までは53万円に、同年11月から7年1月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月1日から7年2月28日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間については報酬額が下がっていないにもかかわらず、標準報酬月額が、半分近くになっていることは、全く実態とかけ離れているため記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成5年3月から6年10月までは53万円、同年11月から7年1月までは59万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年4月1日以降の同年4月6日付けで、5年10月及び6年10月の定時決定が取り消され、5年3月に遡って28万円に減額訂正されており、申立人以外の複数の役員及び従業員の標準報酬月額も遡って減額訂正されていることが確認できる。

また、A社の商業登記簿謄本から、申立人は申立期間において同社の取締役であったことが確認できるものの、申立人は、同社では営業担当の常務取締役であり、当該遡及減額訂正については知らなかった旨供述しており、同社の代表取締役、他の役員及び同僚も、申立人は、申立期間当時に社会保険の手続には関与していなかった旨供述している。

さらに、A社の社会保険事務担当の元同僚は、上記記録訂正時に直接事務に関与した担当者は特定できないが、記録訂正についての説明や相談は申立人である営業担当の常務取締役には行っていなかったと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人について標準報酬月額に係る有効な記

録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出たとおり、平成5年3月から6年10月までは53万円に、同年11月から7年1月までは59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間①のうち、平成3年3月16日から同年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

また、申立期間①のうち、平成3年10月1日から4年4月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年3月16日から4年4月1日まで
② 平成5年8月1日から11年3月16日まで

申立期間について、国（厚生労働省）の標準報酬月額の記録が、実際に受け取っていた給与と比べて大幅に低額となっている。実際に受け取っていた給与に対応する標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、申立人の平成3年3月から同年9月までの標準報酬月額については、オンライン記録によると、当初、最高等級の53万円と記録されていたところ、同年10月15日付けで、同年3月に遡及して20万円に引き下げられており、申立人のほか、A社の代表取締役及び取締役の二人の標準報酬月額が、同日付けで減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人から提出された給与明細書から、当該期間の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額は、訂正処理前の標準報酬月額に見合う額であることが確認できる。

また、A社に係る閉鎖登記簿謄本を見ると、申立人は平成3年6月2日に代表取締役役に就任し、その後、同年9月2日に退任しており、遡及訂正処理日（平成3年10月15日）時点では代表取締役ではないことが確認できるところ、同社の元顧問社会保険労務士及び同僚は、「申立人は、実質的には営業担当部長であり、一時期でも代表取締役であったことを知らない。」と供述していることから、申立人は、社会保険事務に係る権限を有しておらず、当該遡及訂正処理の事実を承知していなかったと認められる。

さらに、前述の元顧問社会保険労務士は、「A社は、当時、社会保険料を滞納していた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、平成3年10月15日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考へ難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、申立期間①のうち、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成3年3月から同年9月までの標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要と認められる。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の処理日である平成3年10月18日付けで、同年10月1日の定時決定として20万円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

- 2 申立期間①のうち、平成3年10月から4年3月までは、申立人から提出された給与明細書から、その主張する標準報酬月額（53万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できるところ、当該期間の標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散し、当時の事業主も死亡しているためその状況を確認することができず、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間②のうち、申立人の平成5年8月から6年1月までの標準報酬月額については、オンライン記録によると、当初、最高等級の53万円と記録されていたところ、同年2月9日付けで、申立人を含む6人の標準報酬月額の記録が遡及して引き下げられており、申立人の標準報酬月額は、32万円に記録訂正されていることが確認できる。

また、年金事務所から提出された不納欠損整理簿から、平成6年2月当時、

B社において厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。

一方、B社に係る閉鎖登記簿謄本を見ると、申立人は、申立期間②を含む平成5年7月1日から解散登記される14年12月3日まで代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人及び複数の同僚は、「B社に係る実質的な権限は、親会社であるC社が握っていた。」と供述している一方、C社の元代表取締役は、「B社の実質的な代表者は申立人であった。申立人の標準報酬月額が実際の給与額と異なり大きく引き下げられていることについては、全て申立人に任せていたので分からない。」と回答しており、代表取締役であった申立人が社会保険事務に係る権限を有していなかったと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、B社の業務を執行する責任を負っていた元代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間②のうち、平成5年8月から6年9月までについて、標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成6年10月1日）で32万円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

4 申立期間②のうち、平成6年10月から8年11月までは、オンライン記録では標準報酬月額32万円となっているところ、申立人から提出された市県民税課税（所得）証明書から、標準報酬月額50万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが推認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

前述のとおり、C社の元代表取締役は、「B社の実質的な代表者は申立人であった。申立人の標準報酬月額が実際の給与額と異なり大きく引き下げられていることについては、全て申立人に任せていたので分からない。」と回答しており、また、「当時の厚生年金保険の標準報酬月額に関することや社会保険事務所への届出等のことは、実質的には申立人が行っていた。」と回答している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

5 申立期間②のうち、平成8年12月から9年11月までは、申立人から提出された市県民税課税（所得）証明書から、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料とほぼ一致していることが確認でき、同年12月から11年2月までは、厚生年金保険料控除額を確認できる資料が無い。

このほか、当該期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 1147 (事案 318 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 31 日から 43 年 9 月 7 日まで

前回の申立てによる調査において、40 数年前の国民年金に関する資料が残っていることに衝撃を受けた。それならば、厚生年金保険の脱退手当金の請求関係の資料も残っているのではないかと思う。私の知らないところで脱退手当金の請求が出されていると思うと、国に対する不信感が募る。当時の事務担当者にも確認してほしいので、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は厚生年金保険資格喪失日から約 3 か月後の昭和 43 年 12 月 2 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえないこと、ii) 申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者原票のうち、申立人の資格喪失日である昭和 43 年 12 月の前後 2 年以内に資格喪失した者 14 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、9 人について脱退手当金の支給記録が確認でき、その全員が資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、そのうち連絡先が把握できた 1 人は、事業所から説明を受けて受領したと供述していること、iii) 申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 4 月 22 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、新たな資料等として、当時の事務担当者 1 人の名前を挙げた上で、脱退手当金を受給した覚えは無いので再調査してほしいとしているところ、当該事務担当者には、既に前回の調査に際し聴取して

おり、今回、改めて文書照会をしたが、前回の供述と同様に、当時の事務手続等については詳しいことは分からないとしており、新たな証言を得ることはできなかった。

さらに、今回新たに同僚 20 人に照会を行い、11 人から回答を得たが、新たな情報は得られず、再調査した結果においても脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当たらない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 5 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

A社から関連会社であるB社へ移籍したが、途中で退職したことはなく、継続して勤務していたのに、厚生年金保険被保険者期間に空白期間がある。申立期間において、A社で勤務していたので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A社で勤務していたと主張しているが、当時、申立人と一緒に同社で勤務していた同僚は、「申立人は、昭和 60 年 5 月頃に、A社からB社へ移籍したと思う。」と証言しており、B社の同僚も、「私が、昭和 60 年 7 月にB社に入社した時点では、申立人は既に同社に勤務していた。」と証言している。

また、申立人に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の備考欄には、「証返納 60. 5. 7」のゴム印が押されていることから、申立人が、昭和 60 年 5 月 7 日に健康保険被保険者証を返納したことが確認できる。

これらのことから、申立人は、申立期間において、B社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録では、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 60 年 7 月 1 日であり、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、当時、A社からB社へ移籍した複数の同僚（社会保険事務担当者を含む。）の厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、申立人と同様に、A社の厚生年金保険被保険者資格を昭和 60 年 5 月 1 日に喪失した後、B社が適用事業所となった同年 7 月 1 日に、同社の厚生年金保険被保険者資格を取得し

ていることが確認できる。

さらに、雇用保険の記録によると、申立人は、昭和 60 年 4 月 30 日に A 社を離職し、同年 7 月 1 日に B 社で被保険者資格を取得していることが確認でき、厚生年金保険の被保険者記録と一致している。

加えて、A 社及び B 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の人事記録及び給与関係資料等を確認することができず、申立人も当時の給与明細書等の資料を所持していないため、申立人の申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除の状況は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。